



パットワールド
PATWORLD®

有限会社 ウンピン・エンド・カンパニー 〒101-0045 東京都千代田区神田鍛冶町三丁目6番7号
ウンピン神田ビル8階 TEL:03-3254-0888(代) FAX:03-3254-0889

Vol. 26 2005年07月07日

台湾商標登録出願における優先権主張について

今般、台湾特許庁(經濟部知的財産局)の2005年7月1日付公告により、商標登録出願においては、2005年7月1日より複数の優先権主張が認められることとなりました。

従って、複数の優先権を主張する場合は、各分類における指定の商品又は役務名称の前に優先権日及び第1次出願国の国名を記載しなければなりません。また、同一分類において2つ以上の優先権を主張する場合は、それぞれの優先権に係る指定の商品又は役務名称を区別して記載する必要があります。

なお、複数の優先権主張の享有については、既に複数の優先権を伴い出願し現在審査が未確定の登録出願についても適用されます。

以上